

古文書料紙の使用法覚書（一）

—御判御教書と御内書—

林 讓

はじめに

既に四半世紀以上を経過していることになるが、1978（昭和53）年に、文化庁による『上杉家文書』の重要文化財指定調査に参加させていただいたことがある。そのときの思い出話を、田中稔氏の著書『中世史料論考』（平成5年11月、吉川弘文館）を紹介する機会に、「今から一六年程前、評者は先学から、文書料紙に表裏のあることを教えられ、実際に光源に照らすと刷毛目の跡を確認することができた。その時は正しく口伝えだったのだが、後になり、この口伝が「本紙・礼紙と料紙の使用法について」（初出『古文書研究』第10号、1976年12月）の説を典拠としていることを知った」と述べたことがある（「書評と紹介『中世史料論考』」、『古文書研究』第39号、平成6年10月、100頁）。

それ以来、折に触れて聞きかじりを触れ回ったが、自身の理解も深まらず、また、必ずしも共通認識とはなっていないようにも思われた。古文書原本を研究素材として、特に非破壊方法による料紙の自然科学的な分析情報（紙質・繊維組成・密度等）を蓄積し、顕微鏡デジタル写真によって調査・記録し、古文書料紙に関する共通認識を形成したいと考え、東京大学史料編纂所において、第242回研究発表会「中世の文書聖教の料紙について」（1999年9月20日、概要は『東京大学史料編纂所報』第35号、2000年10月、167・8頁参照）など、富田正弘氏に料紙についてお話ししていただく機会を3回ほど設けた。そのほか、幾度となく料紙調査に参加させていただいた。

本稿は、上記『上杉家文書』指定調査以来の興味関心に対する、誠にささやかな報告である。

1 紙質用語の定義について

かつて、神奈川県立金沢文庫の企画展示『十五代執権 金沢貞顕の手紙』に伴う講演「紙漉きの技術からみた金沢文庫の古文書」をまとめられた宍倉佐敏氏の論文「紙漉きの技術にみる中世の古文書」（『金沢文庫研究』第313号、2004年10月、神奈川県立金沢文庫）を紹介する機会を持ったが、そのなかで、「技術が向上した室町時代に近いほど良質の紙が多くある。反面高度な技術を習得できない漉き工の紙は名称を変えて（例えば引合紙・強杉原紙など）使われ」、「紙質が劣る引合紙」「従来の檀紙に比べ小型で薄い黄色紙もあり、檀紙特有のシボも少なく、チリなども多少混入している、この種の紙を引合紙とした」、「（杉原紙は）簀の目が見え難く」、「簀の目が見え難く、表面が粗い厚紙を鎌倉時代から強杉原紙と呼び、この紙は杉原紙と同じ製法である」などの指摘について、従来の共通理解とは異なるように思われるから、抄紙工程を踏まえた用語と概念の整理を期待したい、と述べたことがある（『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第29号文献紹介、2005年4月）。

例えば、久米康生氏『和紙文化辞典』（1995年10月、わがみ堂）に、引合について「中世にあらわれた檀紙類似の紙で、檀紙の別称ともいわれる。（中略）もともと檀紙の特殊な用途の呼称であったのが、檀紙の需要増加にともなって、公家や武家により安く多く供給する形でつくられたものである」と記されており（282頁、同氏「中世武家社会の紙」『和紙文化研究』第8号、2000年11月参照）、宍倉氏独自の理解でないことは明らかである。

しかし、その一方、湯山賢一氏は「書が伝える紙の文化—古代・中世の紙の歴史—」（週刊朝日百科『日本の国宝』108国宝の書跡・古文書、1999年3月、朝日新聞社）において、「天皇や上級公家・僧侶の書状には、上質の檀紙である引合が使われている」とし（11-247頁）、永村眞氏は「寺院社会史と史料論」（『中世寺院史料論』、2000年12月、吉川弘文館）において、「印信類聚」（『醍醐寺史料』76函27号）を引用し、「引合紙」のほかに「粉紙」「紫紙」「引合打紙」「薄紫紙」「庸吉紙」「杉原紙」という表記が見られる。現代における和紙の呼称と平安後期以降の料紙の呼称を同一視することはできないが、染紙や引合紙は一般に貴族の書札や歌集・写経等に用いられる料紙である以上、少くとも師資相承を証する印信が良質の料紙を用いるべき文書と考えられていたことは確かであろう」と述べられ（19頁、また「印信」試論」381頁参照）、ともに引合を良質の料紙と認識されている。

上述の小稿にいう「従来の共通理解」とは、引合を良質の料紙とする意味で使用したものであるが、果たして、この理解が「従来の共通理解」と言えるかは再考の余地があるとしても、「引合」について、宍倉・久米両氏と湯山・永村両氏とでは大きく相違していることは明らかであり、用語を定義する必要性を感じるのである。

そこで、『東京大学史料編纂所影印叢書1 島津家文書 歴代亀鑑・宝鑑』（2007年5月、八木書店）を編纂・出版するに際して、その解題に料紙情報を記入する必要があり、他の担当者とともに、富田氏・湯山氏のご協力・ご教示を受けて、調査したところを記述したが、それには、以下のように用語を定義した（「解説」9頁）。

料紙に関する確実な判定は、料紙繊維の極微量採取と試料とによる化学反応の結果に基づくべきとはいえ、それを行い得る条件は限られている。それに代わって通常採り得る方法は、透過光を用いた百倍顕微鏡による肉眼目視である。その場合、それぞれの繊維の特徴や米粉の有無が判断の基準となる。それらの基準については、なお研究者の間で統一をみていないのが現状であるが、おおよそ以下の分類が採用されているように思われる。

まず、大きく楮紙・斐紙・漉返紙に分け、この他には三椶紙や竹紙がある。楮紙系統は、引合、檀紙、強杉原、杉原に分類する。檀紙は、米粉を入れず、非繊維物質を排除しているものをいい、引合は檀紙のうちに含まれ、その最上級の紙の称である。強杉原は米粉を入れず、わざと非繊維物質を含めて漉いた紙をいう。杉原は米粉を入れた紙であるが、その範囲は広い。一方、斐紙系統は、鳥の子紙、雁皮紙、間似合紙に分類する。鳥の子紙は米粉を入れており、そのため、白っぽくゴワゴワした感じがなく。一方、雁皮紙は米粉を入れず、そのため、濃い茶色で硬くバリバリした感じとなる。間似合紙は米粉・白土が入る。

これらの分類基準については、例えば米粉の少し入った檀紙もあるなど、なお流動的で見解の分かれる部分があるが、当面の覚書として記しておく。料紙の判定は、上記の基準に加えて、透過光によってより明確に認識できる簀目の本数や太さ、糸目、触感や色目などの風合い、その他全体的・総合的な知見によって行なわれるのが一般である。しかし、『歴代亀鑑』『宝鑑』ともに厚い台紙貼りの手鑑仕立てであり、透過光を用いることは全く不可能であるため、顕微鏡を用いた目視と表面観察とによって判断したものが多い。したがって、その確実な判定は将来的な課題に属するといわねばならない。

これが、筆者の理解する「従来の共通理解」である。以下を記述する際にも、

この分類によっている。

2 宸翰書状と『小笠原文書』『島津家文書』の足利尊氏・直義自筆書状

『宸翰英華 別篇北朝』（平成4年8月、思文閣出版）編集の末席に列なった際、多く後光厳天皇の宸翰書状を担当し、また、たまたま遭遇した一通が後光厳天皇宸翰書状であることが判明し、後に重要文化財に指定された縁もあり、宸翰書状については関心を持っているが、その料紙は上述した引合、すなわち「檀紙のうちに含まれ、その最上級の紙」であることは間違いないと思われる。東京大学史料編纂所所蔵の『小笠原文書』のうち、近江国兵主社替地に関する死没直前の小笠原貞宗（法名正宗）の希望をかなえた（貞和3年）5月17日足利尊氏書状（縦31・8×横44・2）と、その申請を認める旨を兄尊氏に伝えた（貞和3年）5月17日足利直義書状（縦33・2×横42・1）とは、ともに自筆であるが、その料紙は引合と理解すべき紙質であり、足利尊氏・直義が自筆で書記した文書は、楮紙・豎紙の場合、料紙は引合である、あるいは引合の場合が多いと一般化できるように思われる。

逆に言えば、書札様文書において、料紙に引合を使用した場合は自筆である、もしくはその可能性を想定すべきであるように思われる。『島津家文書』宝鑑其一のうちでは、30号（貞和2年）閏9月14日尊氏書状、32号（康永3年）4月2日尊氏書状を自筆として、その料紙を引合と判断した。

ただし、それでは檀紙と、檀紙のうちの引合とは何をもって区別するのであろうか。ある調査者が引合と判断した文書について、別の調査者は、引合はもう少し上質であり檀紙の範疇とすべきではないか、などという見解の相違は、調査現場においてしばしば出会うことである。それを客観的な調査データに基づいて共通理解を形成する試みは全く正しいが、仮に共通理解を得られたとしても、歴史上の用語との整合性をもって示すことは更に難しく、その全面的な解決は、どちらも今後の課題であるように思われる。しかし、それでは紙質の分類を提示することは意味がないかということ、決してそうではあるまい。調査者の間では、その文書料紙が檀紙と称すべきものであり、そして檀紙のうちでも上質のものである、という理解は共通しているのである。そのような理解の幅を想定すべきである。

古文書の様式と料紙の使用法の相関関係について述べられるのは、以上の宸翰書状や尊氏・直義兄弟の自筆書状に引合を使用した場合に限られるが、しかし、『上杉家文書』の事例は、もう少し可能性を広げられるようにも思われる。

『上杉家文書』五之段す印（応永6年）12月29日足利義満御内書（『大日本古文書』69号、『新潟県史』資料編3中世1、638号）は、『大日本古文書』の指摘するように自筆とみるべきであり、その料紙は引合と考えるべきである。一方、（応永8年）4月13日足利義満御内書（『大日本古文書』73号、『新潟県史』642号）の筆跡は異なっているから右筆書と見るべきであり、その料紙は、引合ほど上質ではなく、檀紙の範疇に入るものと思われる。したがって、足利義満の場合、自筆御内書は引合、右筆書の御内書は檀紙、を使用したとの仮説を設定することができる。

さらに、文書目録を作成する際に、御判御教書の料紙を分類した結果を述べれば、

『島津家文書』歴代亀鑑 其二

69号	応永11年6月29日	足利義満御判（袖判）御教書（強杉原）
70号	応永16年9月10日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
72号	応永32年8月28日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）

『島津家文書』宝鑑 其二

268号	至徳2年正月晦日	足利義満御判（袖判）御教書（強杉原）
272号	応永9年8月16日	足利義満御判（日下判）御教書（檀紙）

『小笠原文書』

1ノ36	永徳2年8月27日	足利義満御判（袖判）御教書 （強杉原を消して檀紙）
3ノ1	応永3年5月6日	足利義満御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ2	応永5年8月24日	足利義満御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ3	応永6年5月10日	足利義満御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ4	応永6年11月28日	足利義満御判（袖判）御教書（小切紙）（檀紙）
3ノ6	応永7年8月5日	足利義満御判（日下判）御教書（檀紙）
3ノ8	応永22年12月5日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ10	応永23年12月晦日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ11	応永25年9月9日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ14	応永30年11月16日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ17	応永32年12月29日	足利義持御判（袖判）御教書（強杉原）
3ノ21	永享7年2月21日	足利義教御判（日下判）御教書（檀紙）
3ノ28	永享11年6月20日	足利義教御判（袖判）御教書（強杉原）

と分類できる。『小笠原文書』1ノ36に典型的なように判断の揺れをみせてはいるが、私見によれば、足利義満・義持・義教の御判御教書は、袖判の場合は強杉原であり、日下判は檀紙を使用しているかのようである。

3 古文書様式と料紙の使用法—引合・檀紙・強杉原—

既に早く、上島有氏は「中世の檀紙と御判御教書」（『日本歴史』第363号、1978年8月）において、「紙質・大きさ・厚さの三要素を総合的に検討」して「義満の時代にも前代と同様、(i)日下花押の御教書と、(d)袖判ないしは奥署判の文書が発給されるが、(i)にはひきつづき(d)奉書Ⅲの料紙が、(d)には前代の(b)奉書Ⅱに代って全面的に(c)檀紙が用いられるようになる」（8頁）こと、「檀紙について（上）」（『古文書研究』第33号、1990年10月）において、氏のいう「檀紙」が史料上は「強杉原」と表記されたことを指摘されている。四半世紀以前に提起された貴重な説というべきであろう。また、これらの論稿を受けて、湯山氏は「室町時代前期の「檀紙」（強杉原）を中心に」（平成6年度科学研究費補助金（総合研究A）『古文書料紙原本にみる材質の地域的特質・時代的変遷に関する基礎的研究』研究成果報告書）において、顕微鏡による目視のほかに、大きさ・厚さ・重さ・密度・紙色・簀目・繊維物質の構成などの分析項目に基づいて「建武3年以降は8代義政を経て義澄辺り迄は、袖判乃至奥上署判の御判御教書には多くの場合「檀紙」（強杉原）が用いられている」（40頁）と指摘されている。

したがって、縦・横の法量に加えて、顕微鏡による米粉の有無・非繊維物質の有無、上質か否か、などを主要な分類基準とした、義満・義持・義教の御判御教書に関する私見は、屋上屋を架すに過ぎないけれども、それぞれの論者による異なる視点からの指摘が、同様な結論となっていることを重視しても良いのではなかろうか。

先にも触れたように、調査者・観察者の判断に左右されるところがあるから、このような仮説の提示については慎重であるべきであろう。ただし、詳しいデータは本報告書に掲載されるであろうが、以下に引用するように、筆者が直接的に担当していない『上杉家文書』五之段す印の調査データの示すところは、先の私見を支持するかのようである（なお、『大日本古文書』は安堵下文・下文と御判御教書、御内書・書状を使い分けており、『上杉家文書重要文化財指定目録』『新潟県史』は踏襲しているが、ここでは、通用の文書名を付した）。

(康暦元年) 卯月15日	足利義満御内書 (檀紙) (大日本古文書46号、新潟県史626号、以下同じ)
応永2年7月24日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (57号、627号)
応永13年4月23日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (79号、628号)
応永8年6月26日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (75号、629号)
明德4年11月28日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (56号、630号)
応永7年5月3日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (72号、631号)
応永9年4月3日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (77号、632号)
応永5年11月24日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (65号、633号)
応永7年5月3日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (71号、634号)
応永2年7月24日	足利義満御判 (袖判) 御教書 (強杉原) (58号、635号)
卯月7日	足利義満御内書 (引合) (49号・自筆、636号)
(応永7年) 正月18日	足利義満書状 (檀紙) (70号・自筆、637号)
(応永6年) 12月29日	足利義満書状 (檀紙) (69号・自筆、638号)
(応永6年) 12月2日	足利義満書状 (斐紙) (68号・自筆、639号)
(康暦元年) 卯月15日	足利義満御内書 (檀紙) (47号、640号)
(応永元年カ) 8月6日	足利義満御内書 (引合) (54号、641号)
(応永8年) 4月13日	足利義満御内書 (檀紙) (73号、642号)
(明德3年カ) 正月20日	足利義満御内書 (檀紙) (55号、643号)
康暦元年5月9日	足利義満御判 (袖判) 御教書案 (雑紙) (48号、644号)
永和4年4月11日	上杉能憲道※讓状 (杉原) (45号、645号)

これらの示すデータは、上述した私見と全く同じであるわけではない。しかし、筆者とは異なる調査者が担当しながらも、多くの場合、御判 (袖判) 御教書の強杉原使用、自筆御内書の引合使用と右筆書御内書・書状の檀紙使用を指摘する点において、これまでに述べてきた見解と共通しており、その点こそを重視すべきであるように思われるのである。

おわりに

近年、上島氏は、楮紙を第Ⅰ類から第Ⅴ類 (その他、第Ⅵ類を宿紙、第Ⅶ類を斐紙とする) に分類する提案に変更された (例えば「檀紙・引合・杉原考—中世の紙に関する研究の動向—」、前掲『和紙文化研究』第8号、「中世の料紙と紙の表裏」同第9号、2001年11月)。管見において、「漉返」という極めて厄

介な問題があり、斐紙繊維をベースにしながらか楮紙と思しき太い繊維が一定の割合で混じている「楮交斐」という表現が誠に相応しい料紙を見かけることが間々あり、源頼朝文書の三桎紙使用の指摘、また斐紙の概念についても一類でまとめ得るかは疑問に思うところがある、などの理由から、第Ⅰ類から第Ⅶ類までをもって「中世文書の料紙のほぼすべてをカバーすることができる」とは考えられない。しかし、第Ⅰ類「光沢があってしなやかで、中世の料紙のうちでもっとも良質の料紙」を檀紙のうちの引合、第Ⅱ類「光沢はみられないが第Ⅰ類につぐ良質の大きくて厚い料紙」を檀紙、第Ⅲ類「第Ⅱ類とは材料・基本的な漉き方はおそらくは同じだが、粗い漉き方の料紙。それが別の意味で荒々しいという風格を備えた大きくて厚い料紙」を強杉原、第Ⅳ類「第Ⅱ類を簡単に、すなわち小さく薄く、粗い漉き方で漉いた比較的一般的な料紙」と、第Ⅴ類「一般の庶民を含めて日常生活などに使われる雑多な料紙」とを併せて杉原と理解すれば、上島氏の新提案と筆者が「従来の共通理解」とした分類とは、その実態的な認識において、それ程の差はないのではあるまいか。

古文書の形態論的研究について、早く鈴木茂男氏が「個人的な技術の段階にとどまる範囲が大きいのであるが、今後の条件の整備如何によつては、極めて稀薄ながらも学的水準に達する可能性がある。(中略) いずれも他の諸科学、特に自然科学との提携によつて、個人的技術の段階から脱して、個々の文書の特性を一定の内容を持つ用語で論理的に説明することは不可能ではないという。(中略) 形態論はその避け難い性質から次第に少数の専門家の手に受け継がれてゆく趨勢にあるけれども、それら専門家の手により整備された結果が一般に公表され、共有財産となってゆく方向が望まれるのである」(「古文書学への提言」、『中世の窓』第12号、昭和38年4月、34頁)と指摘されている。

鈴木氏の指摘は尤もとも思われるが、しかし、古文書の機能論・様式論・形態論的研究が別個のものとして論じられ、互いに関連し合っていることに注意が払われていない点に問題が残る。これまでに述べた点について、それが承認されると否とにかかわらず、古文書の様式論は形態論を離れては存在し得ず、その機能は、その形態がどのような意味を持っていたかを解明することなしには、十全に理解することは不可能である。古文書の料紙研究は「共有財産」となる段階に入っているのである。